議案第 4 号

消防団設置等条例の一部を改正する条例

令和 4 年 3 月 2 日提出

熊取町長 藤原 敏 司

提案理由

地域防災力の向上のため、消防団員確保と消防団組織の拡充を行うにあたり、消防団設置等条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものです。

消防団設置等条例の一部を改正する条例

消防団設置等条例(昭和 55 年条例第 11 号)の一部を次のように改正する。 第 1 条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員(以下「団員」という。)の定員並びに任用、給与、分限及び懲戒、服務、その他身分取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第3条中「78名」を「79名」に改める。

第4条1号中「居住する者」を「居住し、勤務し、又は通学する者」に改め、同条第 2号中「年令20才」を「年齢18歳」に改める。

第5条第3号中「6ヶ月」を「6月」に、「居住地」を「消防団の区域」に改める。 第8条ただし書中「指定する」を「指示された」に改める。

第9条中「居住地」を「消防団の区域」に改める。

第11条中「若しくは」を「又は」に、「集団行動」を「集団的行動」に改める。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(報酬及び費用弁償)

第12条 団員の報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

消防団設置等条例(昭和55年条例第11号)の一部を改正する条例新旧対照表

改正案 現行 (趣旨) (目的) 第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第 第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)の規定に 1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団の設 置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員(以下「団員」という。) の定員並びに任用、給与、分限及び懲戒、服務、その他身分取扱い

(定員)

第3条 団員の定員は、79名とする。

について必要な事項を定めるものとする。

(任用)

- 第4条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推せんに基│第4条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推せんに基 づき町長が任命し、その他の団員は、団長が次の各号の資格を有す る者のうちから町長の承認を得て任命する。
 - (1) 熊取町の区域内に居住し、勤務し、又は通学する者
 - (2) 年齢18歳以上の者
 - (3) (略)

(欠格事項)

- 第5条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。
 - (1) · (2) (略)
 - (3) 6月 以上の長期にわたり消防団の区域を離れて生活する ことを常とする者

基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員(以 下「団員」という。)の定員、任用、給与服務、その他について定 めるものとする。

(定員)

第3条 団員の定員は、78名とする。

(任用)

- づき町長が任命し、その他の団員は、団長が次の各号の資格を有す る者のうちから町長の承認を得て任命する。
 - (1) 熊取町の区域内に居住する者
 - (2) 年令20才以上の者
 - (3) (略)

(欠格事項)

- 第5条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。
 - (1) · (2) (略)
 - (3) 6ヶ月以上の長期にわたり居住地 を離れて生活する ことを常とする者

(服務規律)

- 第8条 団員は、団長の招集によつて出動し、服務に従事するものと する。ただし、招集を受けない場合であつても、水火災その他の災 害の発生を知つたときは、あらかじめ指示されたところにしたがい 直ちに出動し、職務に従事しなければならない。
- あつては町長に、その他の者にあつては団長に届け出なければなら ない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に消防 団の区域を離れることができない。
- 第11条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は 著しくその 活動能率を低下させる等の集団的行動を行つてはならない。

(報酬及び費用弁償)

第12条 団員の報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。 (委任)

第13条 (略)

(服務規律)

- 第8条 団員は、団長の招集によつて出動し、服務に従事するものと する。ただし、招集を受けない場合であつても、水火災その他の災 害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところにしたがい 直ちに出動し、職務に従事しなければならない。
- 第9条 団員であつて10日以上消防団の区域を離れる場合は、団長に│第9条 団員であつて10日以上居住地 を離れる場合は、団長に あつては町長に、その他の者にあつては団長に届け出なければなら ない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住 地を離れることができない。
 - 第11条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、若しくは著しくその 活動能率を低下させる等の集団行動を行つてはならない。

(委任)

(略) 第12条